

Aichi クリエイティブ BASE 利用規約

この規約は、愛知県県民文化局文化部文化芸術課（以下、「県」という。）が運営・管理する Aichi クリエイティブ BASE（以下、「施設」という。）の利用について定めます。
本施設を利用する際には、本規約の内容を十分に理解し、これを遵守してください。

（利用目的）

第1条 本施設は、美術、写真、メディア芸術等のビジュアルアーツ分野の創作活動を目的として利用するものとします。

（利用時間）

第2条 施設の利用時間（入退室）は、午前9時から午後10時までとします。必ず午後10時までに、完全退室してください。

（入退室）

- 第3条 入室時には必ずシャッターを開け、退室時は必ずシャッターを閉めて帰宅してください。
- 2 入退室時には、必ず機械警備の解除及びセットをして入退室してください。解除やセットを忘れると、警備会社より利用者に対して緊急連絡が入ることや、場合によっては警備員が現場急行することがあります。
- 3 施設を利用しない時には、照明、空調等の電気器具の電源を必ず切ってください。

（休室日）

第4条 施設の休室日はありませんが、特に必要があると認めるときは、臨時に休室日を設けることがあります。

（駐車・駐輪）

第5条 施設には自動車の駐車スペースがあります。自動二輪車は駐車スペースに、自転車については、施設内の所定の場所に駐輪してください。

区画	駐車可能台数
辻町住宅併存店舗（名古屋市北区）	1台
中切住宅併存店舗（名古屋市北区）	1台
菱野住宅併存店舗（瀬戸市）	3台

(駐車スペースの利用方法)

第6条 駐車スペースを利用する場合は、事前に利用者やナンバー等を県へ報告する必要があります。

- 2 必ず県が指定する駐車スペースを利用してください。なお、駐車スペース内で発生した人的・物的損害は、すべて利用者がその賠償責任を負うものとします。

(鍵の管理)

第7条 鍵の管理を徹底して行ってください。鍵を紛失した場合は、必ず速やかに県に報告し、鍵の交換に係る費用を弁償してください。

(禁止事項)

第8条 施設の利用者は、次に掲げる行為をしてはいけません。ただし、制作上真にやむを得ない場合は、予め県に相談してください。

- (1) 営利を目的とする物品販売、金銭の授受等
- (2) 施設の改装・改造及び設備・什器の破損
- (3) 敷地内での喫煙
- (4) 宗教・政治活動
- (5) 動物の持ち込み
- (6) 消防法に定める危険物品及び施設管理上不適切であると認められる物品等の持ち込み
- (7) 裸火の利用（カセットコンロ含む）
- (8) 廊下等の区画外での展示行為・物品の設置、陳列及び放置
- (9) その他法令に違反する行為

(近隣の住民や他の利用者への配慮)

第9条 近隣の住民に配慮し、制作時のにおい、音漏れ、振動等については、十分注意してください。

- 2 グループ内でも他の利用者の制作に配慮する等、全ての利用者が快適に本施設を使用できるようにしてください。

(イベント等への協力)

第10条 地域住民や関係者との交流、利用アーティストの紹介等を目的に、施設及びその他の施設を利用して、アートミーティング、オープンスアトリエ、展覧会等のイベントを行いますので、ご協力ください。

- 2 イベント等においては利用者及び作品を撮影し、公式ウェブサイトや公式 SNS 等に掲載する場合がありますので、ご了承ください。

(届け出)

第 11 条 取材等で部外者の立ち入りを必要とする場合は、必ず事前に県に届け出をしてください。また、その部外者も本規約を遵守していただきます。

- 2 ご自身でワークショップ等のイベントを開催する場合は、必ず事前に県に相談してください。その内容に応じられない場合があります。

(ごみの処分)

第 12 条 利用に際して発生したごみは、別途県が定めるルールに従って処分してください。なお、粗大ごみ等の特殊なごみについては、県へ相談してください。

(清掃)

第 13 条 利用に際して、部屋の清掃、トイレ清掃、流し台の清掃を定期的に行ってください。

- 2 定期的にグリストラップの清掃をしてください。特に、油絵の具等は、そのまま流し台に流さず、事前にふき取りを行う等適切な処理を行ってください。

(搬入・搬出・集荷・撤収)

第 14 条 制作に必要な機材等の物品については、県が承認した期間内に搬出入を完了させてください。なお、搬出入にあたり、制作物や制作における機材等のサイズには十分ご注意ください（募集要項の図面を参照）。

- 2 利用期間満了に伴う撤収の際は、午後 10 時までに完全退室してください。
- 3 午後 8 時以降の搬出入は、近隣への音の影響を考慮し、十分注意して行ってください。
- 4 搬出入時における施設の壁や床等の傷、破損、汚れ等には十分注意して行ってください。

(その他注意事項)

第 15 条 創作の活動拠点として利用してください。倉庫等、創作活動以外を目的として利用することはできません。

- 2 県がいつでも連絡が取れるようにしてください。
- 3 施設は防犯及び安全管理上の観点から機械警備を設置します。警備の都合上、利用者の連絡先を警備会社に報告することがありますのでご了承ください。
- 4 施設内に貴重品を置いたまま帰宅しないでください。
- 5 アトリエまでの交通費、制作に係る材料費や必要な機材等はご自身で用意、負担してください。
- 6 本施設について、見学者や関係者等が訪問する場合があります。事前にお知らせいたしますので、ご了承ください。また、広報へのご協力をお願いする場合があります。

7 利用承認された期間の最終日は、利用したスペースを利用者本人が清掃し、以後の者が快適に利用できるようスペースの環境を保全してください。

(罰則及び賠償)

第 16 条 本規約の各条項に違反した場合、利用の停止及び利用承認の取り消し並びに本施設や他の利用者及び来訪者が受けた損害の賠償を求めることがあります。

2 施設を利用中に発生した人的・物的損害は、すべて利用者がその賠償責任を負うものとします。ただし、以下の場合、損害賠償額を減額又は免除するものとします。

(1) 人命救助のためになされた場合

(2) 災害その他の事故により利用できなくなった場合

(3) 施設の瑕疵が認められる場合

(4) その他県が減額又は免除することに特段の理由があると認めたとき

(免責事項)

第 17 条 不測の事故、天災地変及び官公署の命令・指導等により、本施設の利用が不可能な事態が生じた場合、利用料金の返却をもってその補償とし、それ以上の損害につき一切責任を負わないものとします。但し、県に故意または重大な過失がある場合はこの限りではないものとします。

2 施設内での盗難、紛失、事故や怪我等については、一切の責任を負わないものとします。

3 他の利用者とのトラブルについては、当事者同士で話し合って解決してください。

(災害時)

第 18 条 災害発生の際は、各自で避難してください。この際、名古屋市帰宅困難者退避場所や徒歩帰宅支援ステーション等を活用してください。

(その他)

第 19 条 本規約に定めのない事項については、県と利用者が協議の上、誠意をもって解決するものとします。

附則

(施行期日)

1 この規約は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。